

## 1 北海道生涯学習審議会の役割について

- 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）

第10条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会を置くことができる。

2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。

3 都道府県審議会は、必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。

## 2 これまでの審議内容について

期	審議内容・まとめ・提言
第1期 H3. 10. 1～H5. 9. 30	◆ 北海道生涯学習推進基本構想について 【H5. 3 北海道生涯学習推進基本構想策定】
第2期 H5. 10. 1～H7. 9. 30	◆ 生涯学習推進のための諸方策について ◆ 全国生涯学習フェスティバルについて
第3期 H7. 10. 1～H9. 9. 30	◆ 人々の学習成果を地域社会で生かすための方策(調査審議のまとめ)H8. 11. 7 ◆ リカレント教育の推進について(提言)H9. 8. 22 ・「北海道生涯学習カレッジ」(仮称)の整備 ・「北海道生涯学習推進センター」(仮称)の整備
第4期 H9. 10. 1～H11. 9. 30	◆ 活力ある生涯学習社会の構築に向けた推進の在り方 (提言)H10. 9. 4 ◆ 活力ある生涯学習社会の構築に向けた推進の在り方 (提言)H11. 9. 30
第5期 H11. 10. 1～H13. 9. 30	◆ 生涯学習の推進と地域づくりについて ～学習を進めるネットワークの形成を目指して～ (提言)H13. 8. 6
第6期 H13. 10. 1～H15. 9. 30	◆ 生涯学習社会の実現に向けた今後の推進方策について(中間まとめ)H15. 4. 3 ◆ 生涯学習社会の実現に向けた今後の推進方策について(答申)H15. 9. 18
第7期 H15. 10. 2～H17. 10. 1	◆ 第2次北海道生涯学習推進基本構想について 【H17. 2 第2次北海道生涯学習推進基本構想策定】
第8期 H17. 10. 2～H19. 10. 1	◆ 21世紀の本道を拓く生涯学習推進施策の展開に向けて(提言の中間まとめ)H18. 12. 21 ～道、市町村、民間等の適切な役割分担と効果的な連携の観点から～ ◆ 生涯学習推進の15の提言(提言のまとめ)H19. 12. 27
第9期 H20. 2. 14～H22. 2. 13	◆ 地域の教育力の向上を目指した本道における生涯学習の在り方 ～効果的な学習成果の活用方策の視点から～ (中間まとめ)H21. 2. 17 (提言)H21. 12. 11 (事例集)H22. 2
第10期 H22. 2. 14～H24. 2. 13	◆ 地域づくり・地域再生における生涯学習・社会教育の役割について(提言)H24. 2. 3
第11期 H24. 3. 21～H26. 3. 20	◆ 今後の北海道の生涯学習推進について(提言)H26. 2. 25
第12期 H26. 5. 1～H28. 4. 30	◆ 第3次北海道生涯学習推進基本構想について 【H27. 2 第3次北海道生涯学習推進基本構想策定】(資料1-O) ◆ 本道における生涯学習の一層の推進に向けた評価の在り方について (審議のまとめ)H28. 4. 12
第13期 H28. 6. 1～H30. 5. 31	◆ 今後の本道の生涯学習振興方策について ～民間・NPO等との連携による生涯学習の推進について～ (審議のまとめ)H30. 4. 12
第14期 H30. 6. 1～R2. 5. 31	◆ 今後の本道の生涯学習振興方策について ～民間・NPO等との連携による生涯学習の推進について～ (審議のまとめ)R2. 7. 7(資料1-O)

- 改正 平成10年7月1日条例第33号 平成12年12月20日条例第125号  
〔附属機関の整理等に関する条例第25条による改正〕 〔中央省庁等改革関係法の制定等に伴う関係条例の整理に関する条例第24条による改正〕

北海道生涯学習審議会条例をここに公布する。

北海道生涯学習審議会条例

(設置)

第1条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成2年法律第71号)第10条の規定により、北海道教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として、北海道生涯学習審議会(以下「審議会」という。)を置く。

一部改正〔平成12年条例125号〕

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

一部改正〔平成10年条例33号〕

(委員及び専門委員)

第3条 委員及び専門委員は、生涯学習の振興に関し識見を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(教育委員会規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年7月1日条例第33号抄)

〔附属機関の整理等に関する条例の附則〕

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正前のそれぞれの条例等の規定により定められた附属機関の委員の数については、この条例の施行後初めて委員の任期の満了による新たな委員の任命又は委嘱が行われる日の前日までは、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成12年12月20日条例第125号)

〔中央省庁等改革関係法の制定等に伴う関係条例の整理に関する条例の附則〕

この条例は、平成13年1月6日から施行する。(後略)

改正 平成9年5月29日教育委員会規則第11号 平成14年4月1日教育委員会規則第7号  
平成18年3月31日教育委員会規則第4号 平成19年5月31日教育委員会規則第10号  
北海道生涯学習審議会規則をここに公布する。

北海道生涯学習審議会規則

北海道教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第1項及び北海道生涯学習審議会条例（平成3年北海道条例第18号）第6条の規定に基づき、この教育委員会規則を制定する。

（専門委員）

第1条 北海道生涯学習審議会（以下「審議会」という。）の専門委員の数は、専門の事項ごとに5人以内とする。

2 専門委員は、審議会の指示を受けて当該専門の事項を調査審議し、その結果を審議会に報告する。

（庶務）

第2条 審議会の庶務は、生涯学習推進局生涯学習課において処理する。

（会長への委任）

第3条 この教育委員会規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年5月29日教育委員会規則第11号抄）

（施行期日）

1 この教育委員会規則（中略）は、平成9年6月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日教育委員会規則第7号抄）

（施行期日）

1 この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日教育委員会規則第4号抄）

（施行期日）

1 この教育委員会規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月31日教育委員会規則第10号抄）

（施行期日）

1 この教育委員会規則は、平成19年6月1日から施行する。

## ○センター部会設置要綱

(平成28年9月6日北海道生涯学習審議会会長決定)

(設置)

第1条 北海道生涯学習審議会規則(平成3年9月6日北海道教育委員会規則第18号)第3条の規定に基づき、北海道生涯学習審議会(以下「審議会」という。)にセンター部会を置く。

(所掌事務)

第2条 センター部会は、北海道立生涯学習推進センターの事業の運営に係る専門的事項について検討し、検討結果を審議会に報告するものとする。

(組織)

第3条 センター部会は、委員5名以内で組織する。

2 委員は、審議会委員の中から、審議会の会長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 必要に応じて学識経験者を招聘することができる。

(部会長及び副部会長)

第4条 センター部会に、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、委員の互選により定める。

3 部会長は、センター部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 センター部会の会議は、部会長が招集する。

2 センター部会の会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、部会長の決するところによる。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、センター部会の会議の運営に関し必要な事項は、部会長がセンター部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。